

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置を踏まえた対応について（区域追加）

令和3年4月19日

日本下水道事業団

当事業団におきましては、新型コロナウイルス感染症対策として、役職員を対象に在宅勤務（テレワーク）及び時差勤務の積極的な活用を図り、社会的に要請される業務の継続を図っております。

4月16日、埼玉、千葉、神奈川、愛知の4県に4月20日から5月11日までの期間、特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」が適用されることとなりました。対象地域は埼玉県がさいたま市、川口市の2市、千葉県が市川市、船橋市、松戸市、柏市、浦安市の5市、神奈川県が横浜市、川崎市、相模原市の3市、愛知県が名古屋市となりますが、引き続き、下記のとおり適切な感染防止策等に取り組むこととしております。皆様にはご不便、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜りたく何卒よろしくお願い申し上げます。

記

勤務体制等：可能な限り最大限テレワークを活用

テレワーク勤務以外の職員等は時差勤務を積極的に活用

出張はTV会議等を活用する等原則控える

以上